

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		特例居宅介護サービス費の支給
根拠法令等及び条項		介護保険法第42条
標準 処理 期間	根拠条項	介護保険法施行令第15条、介護保険法第42条第1項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	総日数 90日（休日は含まない。）
審査 基準	根拠条項	介護保険法第42条第1項、介護保険法施行令第15条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>介護保険法抜粋</p> <p>（特例居宅介護サービス費の支給）</p> <p>第42条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 2 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第74条第1項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において、必要があると認められるとき。 3 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認められるとき。 4 その他政令で定めるとき。 <p>介護保険法施行令</p> <p>（特例居宅介護サービス費を支給する場合）</p> <p>第15条 法第42条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅 	

サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

2 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第42条第1項第2号に規定する基準該当サービスをいう。次号、第22条の5及び第29条の5において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

3 法第42条第1項第3号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。